

平成27年3月3日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会  
委員長 本田 篤

### 産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 3月3日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
その他で、委員からホワイトデータセンターについて及び市の  
所有する観光施設について質疑を行った。

## 産業建設委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
- (2) 議案第39号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第40号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (4) 議案第41号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第42号 魚沼市地下水の保全に関する条例の制定について

### 2 調査事件

- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成27年3月3日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大屋角政

8 説明員 大平市長、青木商工観光課長、桜井土木課長、滝沢ガス水道局長、  
星野農政室長、佐藤建設室長、山本農業委員会事務局長

9 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

10 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審査願います。

### (1) 請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

本田委員長 日程第1、請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願を議題とします。最初に、紹介議員であります大屋角政議員に説明を求めます。

大屋議員 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願は、お手元にあります請願内

容のとおりであります。ICA国際協同組合同盟について説明します。ICAは世界 96カ国から生協、農協、漁協、森林組合、労働者協同組合、住宅協同組合、信用協同組合などのあらゆる分野の 271 協同組合組織が加盟しています。組合員の総数は 2013 年 3 月現在で 10 億人を超えています。ICAは国連に登録された世界最大のNGO非政府組織であります。この組織からも日本の農協への政府の介入に対して批判が上がっているということです。もう一つは今回の農協改革により今まで築き上げてきた、特に中山間地はそうですが家族経営がさらに破壊されてしまう。そして農協の役割が弱体化することが懸念されます。また、農地法の改正や農業委員会の公選制の廃止など、一連の農業改革を今国会に法案として提出するとのことですので、皆さん方から今後の日本の農業を考えご賛同いただきますようお願いいたします。

本田委員長　これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　農協、農業委員会の改革が示されています。農協の中央会を含めて全国組織の中で、実際に農業を営まれてる方から見てそぐわない部分、あまりにも組織が大きくなってしまったことにより、いろんな弊害が出てきているということで今回この改革に着手したという部分があるのではないかと考えています。この請願で、農協や農業委員会の改革をやめていただきたいということだろうと思いますが、どの部分が改革することによって、どのような弊害が考えられて、このような請願が出てきているのか。

大屋議員　請願の趣旨にもありますが、一つは安倍首相が日本は世界で1番企業が活躍しやすい国にするんだと、成長戦略の一環として農業改革が出ているわけです。元々、農業あるいは農協組織は、そこに加盟している農家の皆さん、非農家の皆さんも加盟していますが、そういった人たちの組織であります。農協に対していろいろ不満を持ったりしているところもありますけれども、昨年 11 月農協自身が農協改革ということで出しております。本来であれば一つの任意組織でありますので、自己改革を尊重して、その方向でやるべきだと考えております。これが農協改革の問題。それと農業委員会の公選制を廃止する。首長が要するに農業委員を指名するという中身ですが、それによって農業をやらない方も当然選ばれる、あるいは政治的介入も入ってくる、そのようなことも含めて非常に懸念されているところだと思います。最後に、日本の農業はアメリカとは違うわけでありまして、この農業改革が出た背景を調べますと、アメリカにいろいろ組織がありますが、そういったところから日本の農業のこれを改革せよ、在日のそういった組織から提言が出て、それをアメリカ政府が日本側に言うという中で、要するにアメリカのそういった組織が入りやすいようにすると。金融も含めてそのような提言がされているんです。規制改革会議にいったら、アメリカの言うとおりに日本の農業もやりなさいと、こういうふうを受け止めております。その中で邪魔になる一般企業が農地取得できるようにしていく問題、あるいは農業委員会そのものを弱体化させる、解体する方向、あるいは全国的な組織である農協を解体していく、そういうふうにつながっていくもんだと考えております。それをやってしまうと、日本の農業の食料自給率が果たして上がるのかどうか、非常に不安であります。ただ、その地域によって農業の仕方も違いますし、それに応じた形の農業政策といいますか、そういったものをこれからは基本にしていきますというのが、昨年 11 月に農協自身が出した自主改革なんですけれども、その方向を尊重してやるべきだと、政治が介入することについては適当でないということだと感じています。

佐藤(肇)委員　私も農協改革については内部からの自発的な改革ということで、組合員に向けた形の改革がなされるのが全うなことだと思うわけなんです、今回国が進めている農業改革の中で、農協組織また農業委員会組織という部分が、非常に大きな障壁になっているということだろうと思います。したがって、農協の中央会を含めてなんですが、金融やいろんな部分がこの請願に岩盤規制というような書き方をしていますが、それがあつてということで、やはりそれをいじらない限り農協改革は進められないというふうに判断して、いろんな政策が出されていると考えています。今、国が進めてる農業政策の中で、組合員にとって都合のいい部分、また農業者や生産者がもっとこういった改革をしたらうまくいくんじゃないかという自由性を持たせる部分の両面があるかと思っています。この農業の自由性を持たせるための一つの農業改革ではないかと、私は捉えているわけですが、その点についてはいかがですか。

大屋議員　外見的に見るとそういうふうを感じている方もいると思いますけども、実際は農協を解体する第一歩だと私は思っています。というのは、組合員が共済に入ったり、貯金したりする分野、それさえも最終的には分離をされると言われています。そうなつた場合には地域の農協が本当に活動していけるのかどうか、非常に疑問に考えておりますし、そこが一つの狙いだつと、要するに大資本に譲り渡す形を考えておりますので、昨年 11 月に出した自己改革案、これも全体的に評価できるところもありますが、やはり内部での改革を優先するべきではないかと考えていますし、その下には組合員がいるわけだつと。組合員の同意なしに、今政府のほうは改革と言つて、岩盤規制がなんて言つてますが、何が岩盤なのか私にはさっぱりわかりません。

佐藤(肇)委員　請願事項の 1 についてであります。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定とうたつてあります。当然今は農家でなければ土地を取得できないという農地法があるわけなんです、今度は全く農業と関係のない企業が土地を取得して、農業に参入することができるといふことになるといふ思います。これは日本の農業の競争力をつけていくには大きな資本という部分も必要になってくるかと思つてます。このことについてどう捉えていますか。

大屋議員　農業は国の政策によって守られてきたという部分がある、そこを岩盤といふのかもしれませんが、私自身の考え方としては、農業、食料といふものは国民の食料を担う、いわば生きる糧を生産していく、非常に重要な基幹産業だと位置づけております。それを一般企業も農地取得するとなつと、当然一般企業といふのはおわかりのとおり儲かればやるけども、儲からなければすぐ撤退します、大企業ほど。一旦撤退したら、今まで農家の皆さんがやっていた作業を復活してやれるかといふと何年もかかるといふ思います。そういう中で、農地法で一般の企業も農地取得できるようなものについては反対であります。そういう点で、日本の将来についてはこういう改正はやるべきでないと思つてます。

岡部委員　農業は魚沼市にとつても非常に大事な基幹産業でありますし、また農協に対しても非常に慎重に議論していかなくてはいけないと思つてます。国の改革の中で、農協に対して自身の改革を尊重するといふような話をしてるんですけど、その中身が見えてこないといふ意見があつて、昨年 11 月に答申があつたと。自己改革の中身なんです、もう一度農協自身がこういう方向に向かつて自主改革していく内容をお聞かせください。

大屋議員　基本目標としては農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化です。要は

生産者の立場に立った農協運営をしていくということです。それと中央会の改正、本来であれば監査のこととか継続してやるという形、その中身もちょっと変えていくということになっておりまして、政府が中央会を一般法人にやるというような改革とは全く違います。

森山委員 請願団体の農民運動新潟県連合会と、新潟県農協労働組合連合会、この二つの組織について説明を求めます。

大屋議員 農民運動新潟県連合会については全国的組織でありまして、新潟県の農民運動連合会があります。またその末端には、支部が各自治体にあります。産直とかお米、野菜、そういったものを農家から買って市場に出すとか、そういったこともやっています。新潟県農協労働組合連合会は農協の中の労働組合の県の組織です。その二つが連名で請願を提出しました。

森山委員 それぞれ会員は何名くらいの組織になりますか。

大屋議員 把握しておりません。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は退席してください。(紹介議員退席) 続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

森山委員 請願事項1に一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めることとあるが、この部分について市としてどのように考えているか。

星野農政室長 規制改革会議が発表しました農政改革に対する意見では、農業生産法人の要件緩和、それから農業委員会制度の見直しということが掲げられています。その中で、農業委員会については公選制から市町村長の選任制というような部分、農業生産法人の見直しについては、農地を所有できる農業生産法人の要件を緩め、農外資本の積極的参入を目指すという形になっており、農地取得の農業生産法人の条件を緩和するということが盛り込んであります。これに関しては、国の動向、農政改革の状況を見守りながら対応してまいりたいと考えています。

森山委員 一般企業の農地取得に道を開く部分、農地法の改定、これが本市の農業にプラスなのかマイナスなのかどのような見解を持っているのか。

本田委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:24)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:27)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 農業委員会は現在どのような構成ですか。

本田委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:28)

再 開 (10 : 31)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

山本農業委員会事務局長 現在の農業委員の人数は 29 名。推薦委員と公職選挙法に基づいて選出される委員がおります。推薦委員は議会推薦が 2 名、農協推薦が 1 名、共済組合推選 1 名の 4 名です。25 名が選挙で選出されておりますが、現在 1 名欠員になっておりますので、総勢 28 名です。任期は 3 年です。

佐藤(肇)委員 農業委員会が公選制でなくなると、農家からの選挙でなくなり、自由に委員を決めることができることとなります。公選制でなくなることにより不安を持っています。このことについてどのように考えていますか。

山本農業委員会事務局長 今現在制度改革に伴い農業委員会の制度については残り、農業委員というのも残ります。ただ、今言われていることは現在よりも半分くらい農業委員を減らすということですし、農地利用推進委員を任命してそれぞれの地域について対応したいということです。具体的な人数はまだ承知していません。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

森山委員 請願に反対の討論をします。私は現在の農業が置かれている状況からいうと、やはり何らかの改革をしていく必要があると思います。それが果たして安倍総理大臣が進めている改革が果たして正解かどうかは誰もわからない部分だと思うんですけども、農協にしろ、農業委員会にしろ、現在のままで変わらずに魚沼市、または日本の農業が存続していくとは考えていません。したがって、今までどおりでやってほしいという請願については残念ながら賛成できません。また請願団体等見ますと、農協の労働組合ということで、農協をリードして経営を現にやっているそちらからは自分達で改革をするからという話が出ています。また、先に政府と農協中央会会長で一応の話し合いがついた中で、事が収まっていますので、ここで改めて請願を出す必要が現在のところないと考えます。

本田委員長 次に原案に賛成者の発言を許します。(なし) ほかに討論は、ありませんか。

(なし) これで討論を終結します。これから、請願第 1 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、請願第 1 号は、不採択とすべきものと決定されました。

## (2) 議案第 39 号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について

本田委員長 日程第 2、議案第 39 号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今回の道路占用料の値下げ、国や県にあわせてということですが、これによって収入が当然減ってくると思いますが、全体としてどのくらいの影響が出ますか。

桜井土木課長 現在の80%という試算をしております。平成26年度の決算見込みは約550万円ほどで、今回の改訂に伴い平成27年度は約420万円程度と試算しています。

佐藤(肇)委員 今回大きく変わることになった要因は何だと考えてますか。

桜井土木課長 固定資産税評価額の評価替えによるもので、地価が段々下落しています。そこを鑑みて下がったと理解しています。

佐藤(肇)委員 本会議の議案提案理由の説明の中に、評価替えと所在地区分の見直しとありましたが、所在地区分とはどのようなものですか。

桜井土木課長 所在地区分は国で定めており、今まで3区分でしたが今回5区分になりました。第1級地は地価の平均が都の特別区及び政令市要件を満たす人口50万人以上の市の地価の平均以上の市町村、第2級地は地価の平均が特例市要件を満たす人口20万人以上の市の地価の平均以上の市町村で第一級地以外のもの、第3級地は地価の平均が人口20万人未満の市の地価の平均以上の市町村で第1級地及び第2級地以外のもの、第4級地は地価の平均が町村の地価の平均以上の市町村で第1級地、第2級地、第3級地以外のもの、第5級地はその他の市町村となっており、魚沼市は第5級地になります。

富永委員 固定資産税の評価替えは3年に1度実施されていますが、今回はいつの評価替えですか。

桜井土木課長 今回の見直しは、平成24年度の評価替えに基づいての改定です。

富永委員 そうすると、次回は27年度になりますが、評価替えというよりも地価が下がったことで3年近くのブランクがあつての改定ですが、年数よりも地価が下がったということによる見直しということですか。

桜井土木課長 そのように理解しています。

森山委員 今までの占用料の8割くらいになっているものが多いのですが、改定するものと改定しないものがあります。どのような考え方ですか。

桜井土木課長 ほとんどが下がっています。Aに一定の率を乗じるという中身がございます。これについては、近傍の固定資産課税台帳に登録された価格ということで、現実には少し下がった額になっていると思います。全く変わらない金額については、短期間のものについてはあまり替えてないように理解しています。

森山委員 短期間でなくても下がっていない広告塔等あるんですが、この辺の考え方はどうですか。

桜井土木課長 広告塔については営業用ということを鑑みた判断ではないかと思えます。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから、議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第40号 魚沼市営住宅条例の一部改正について

本田委員長 日程第3、議案第40号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 中村住宅は2棟でそれぞれ2戸あって、それを1戸ずつ使用しないようにして、2棟とも残すという考え方のようですが、1棟を壊して2戸使えるように修繕する考えはなかったのでしょうか。

桜井土木課長 議案書228ページの新旧対照表をご覧ください。中村住宅の(1)と(2)が1部屋ずつで1棟になった住宅が2棟あるということです。今回1棟ですので(1)が1部屋、(2)が1部屋で1棟部分が全部空き家になったものですから、条例改正をさせていただきます。将来的には取り壊しをしたいということです。

本田委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:49)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:52)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

森山委員 1棟残る、住民がいれば当然ですが、建築年度から言うと随分年数が経っています。今後の中村住宅の見通しについて考え方はどうなっていますか。

桜井土木課長 平成19年度に策定しました住宅整備方針の中では、本会議の議案説明でもお話ししたとおり、敷地面積があまり広くないものですから、最終的には空き家になった時点で取り壊しを考えています。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 魚沼市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (4) 議案第41号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について

本田委員長 日程第4、議案第41号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

滝沢ガス水道局長 (資料「議案第41号魚沼市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例説明資料」説明)



本田委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　　給水区域及びガス供給区域の変更ということで、今まで広神のほうから池平地区は全部給水されてたと思いますが、今回あえて池平地区斎場部分を広神でなく、湯之谷のほうから引くというのは地理的な要件と理解すればいいですか。

滝沢ガス水道局長　　資料を見ていただきたいのですが、川東地区簡易水道区域のところに管末（川東）というのが2カ所あります。そこからつなぐのと、その下の管末（湯之谷）からつなぐのを比較しますと、費用で随分違いますので湯之谷から延長させたということです。管末（川東）右側からですと中家橋に添架した上で持ってこなければなりませんし、管末（川東）左側からですと延長が長いので費用がかかるということです。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第41号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

本田委員長　　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（10：59）

再　　開（11：11）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。

## **（5）議案第42号 魚沼市地下水の保全に関する条例の制定について**

本田委員長　　日程第5、議案第42号 魚沼市地下水の保全に関する条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長　　特にございません。

本田委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　　保全を目的としてどのような規制をしていくのか。規制という言葉は条例の中で使われておりませんが、地下水の使い方について制限を加えていくということだと思いますが、何を規制していくのか。

桜井土木課長　　最終的には揚水機の吐出口径で、保全を図っていきたいという趣旨であります。

佐藤(肇)委員　　敷地面積または建築面積にあわせて必要な水量を計算し、その水量以上の揚水はしないようにと、この条例で考えていると私は捉えています。地下水を保全するというので、その前段では井戸を掘ってポンプをつけ、消雪なり工業用水なりに水を採取して使うこととなります。その地下水を採取するための設備等は、井戸があつたりポンプがあつたりということとなります。今回ポンプの吐出口径で採取する水の量を規制していく

という考え方ですので、そのほかの部分については規制がないと捉えますが、井戸の深さまたは口径等についてどのように考えてますか。

桜井土木課長 深さについても口径についても、条例の中では特に規制をかけてはおりません。

佐藤(肇)委員 井戸または水を採取する設備を申請することになりますと、既存の井戸をお持ちの方は、届け出ることによって許可をしたものとみなすとあります。現在ある井戸は全てを対象にするということでしょうか。深さ等の制限があるのか、地上の井戸だとか、地上ポンプだとか、水中ポンプ、井戸については手掘りだとかいろいろな形があると思いますが、その点についてはいかがですか。

桜井土木課長 全ての井戸を届け出てください、みなし許可とさせていただきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 新設するには許可申請が必要になりますが、誰が行うのでしょうか。

桜井土木課長 設置したい方に申請いただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 一般の個人または事業者の方が申請を行うということになります。実際の場合、工事をする方でないと、詳しい部分についてはなかなかわからないところもあると思います。工事業者が代行するという含んでいると考えていいですか。

桜井土木課長 考えています。

佐藤(肇)委員 条例第6条の工事施工者の責務では、市の施策に協力するとともに井戸の設置に係る許可申請又は届出事項を厳守しなければならないとあります。魚沼市内の業者であれば周知徹底はできると思いますが、民間の方が施行される場合どこの事業者を使うか制限があるわけではありません。どのような方法で周知徹底を図りますか。

桜井土木課長 本会議でも説明しましたが、関係業者の会が周辺市町村また県単位でもありますので、まずはそこに情報を流そうと考えています。

佐藤(肇)委員 業者等がしなければならない中で、工事の施工にあたって、施主にかわり許可事項等表示するような義務づけがありますか。

桜井土木課長 表示板を設置いただくということで、第15条に条文化しています。

佐藤(肇)委員 第15条に工事施工者は許可事項を記載した表示板を工事現場に提示するものとするとうたっています。許可事項ですが、許可申請にあたってはいろいろ書くようになってると思いますが、どの程度の表示を求めるよう考えていますか。

桜井土木課長 許可番号、許可日、井戸の設置者、着工と完了予定の工期、それと工事施工者について記載いただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 表示には許可を受けた内容について、どのような工事をするかということについては公にはされないと理解していいですか。

桜井土木課長 現在考えているのは、深さや口径の記載はしていただかなくてけっこうという中身になっています。

佐藤(肇)委員 第20条事業用井戸における第11条に規定する特別許可を受けた者は、地下水の揚水量を市長に報告しなければならないとありますが、これはどのような内容を考えていますか。

桜井土木課長 毎年4月末ぐらいまでに前年度の揚水量について、決められた様式に記載して市長に提出いただこうと考えています。

佐藤(肇)委員 事業用井戸ということになりますと、出た水の量を計測する手段が必要になってくるかと思えます。具体的な部分について条例ではわかりませんが、要綱等に示していく考えですか。

桜井土木課長 前の委員会でも意見いただき、量水機については砂をかんで故障が多いという話の中で一度は条文を削除させていただきましたが、その後アワメーター、電気の使った量等である程度算定できるというお話をいただきましたので、今回また加えましたが、何によってという話は施工される方の選択という部分もあります。当然、お金が伴いますので、そういった中でこういう物がありますと例示をし、相談させていただきたいと思っています。

佐藤(肇)委員 第 21 条で井戸の所有者又は使用者は、井戸又は揚水機を廃止（復旧計画がない中止及び休止を含む）したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないとあります。使わなくなった時点でこの届け出を市民に義務づけるわけですが、なかなかこの辺は実効性が上がらないのではないかと考えますが、いかがですか。

桜井土木課長 そうかもわかりませんが、使わない場合にも届け出てもらい、私どもで許可を出してる部分についてそのような運用をしたいという趣旨であります。

佐藤(肇)委員 この条例を平成 27 年 4 月 1 日に公布し、10 月 1 から施行するわけですが、当然この時期には申請、みなし許可を受けるため届け出が出てくるかと思えます。しかし、この部分がきちんとしなければ、年度が経つごとに最初の数字といいますか、全体量を把握する部分については信頼性がなくなってくると思えます。やはり条例の中で市が行うべき責務という部分で地下水位の観測調査や、非常に地下水位が低下する時にはある一定の対策を講ずると、緊急時の措置ということで第 22 条にうたってある部分かと思えますが、揚水を停止させるという強い措置を命ずることができることになっています。この緊急時の措置を含めてなんです、揚水の停止又は実際に稼働してるかどうかをどういった形で把握していきますか。

桜井土木課長 揚水量、地下水位については現在、小出地域と堀之内地域で観測井戸を持っており、そのデータをホームページで公開していますが、地下水位の低下状況等々判断しながらということになります。また、いきなり揚水を止めてくださいというわけにはいきませんので、当然 PR しながら揚水量を少ししばっていただくような、広報しながらということが前段で必要ではないかと思っています。

佐藤(肇)委員 許可申請が出てきて、市が立ち入って調査しなければならないようなものが出てくるのが考えられます。その辺については第 24 条で規定されてますが、どういったものを想定して立入調査を考えているのか。

桜井土木課長 通常は立入ることの数はないものと思えます。例えば申請と違う形で設置工事が進んでいる状況判断できた場合が主だと思います。

佐藤(肇)委員 南魚沼市の場合全ての申請について立入検査、工事の施工時に立ち会うという形でされています。魚沼市の場合は井戸の設置申請があり、許可を受ければ工事が完了したときに届け出る。条文の中で許可の内容についての検査を受けるという項目がないわけですが、どのように考えていますか。

桜井土木課長 最終的には工事が終わりましたら、完了届を提出いただくと。その際に写真等添付していただき検査にかえさせてもらう場合もあろうかと思えます。

佐藤(肇)委員 完了届が出た時点で、書類等で検査をして終わりということですか。

桜井土木課長 全部とは申しませんが、そういったものが主になると考えています。

佐藤(肇)委員 井戸の深さ等は許可要件ではないので、地上に出てきている配管等の口径は見えるわけです。ですので、事後の検査も可能ですが節水機器などいろんな形の対応を考える場合、工事の間での検査も出てくるのではないかと思います。そういった場合の対応はどのように考えていますか。

桜井土木課長 現時点で中間検査が必要とは考えていません。

佐藤(肇)委員 第 25 条に許可を必要とする井戸を許可を受けないで掘削し、又は使用している者がいるときは、その工事を中止又は使用を一時停止させ、原状に回復させる命令を発することができるかとあります。今回この井戸掘削については許可要件ではないと私は捉えているんですが、この文言は訂正といいますか、直す必要があるんじゃないかと思うんですがどうですか。

桜井土木課長 井戸掘削については許可が必要なので、第12条で申請書を出してくださいという記述にしていますし、第10条で保全地域において井戸を掘削しようとする者は市長の許可を受けなければならないと記述をしております。第25条では、その許可を受けずに掘削をした場合と、又は使用しているということですので、そこは少し違うと思っています。

佐藤(肇)委員 井戸の掘削については、この条例では申請するようにと書いてはあるんですが、許可不許可の内容といいますか、制限をする部分には当たらないわけです。井戸の深度や口径を全く規定をしておりますので、ただ井戸を掘るだけであれば、地下水を採取するわけではないし、そこにポンプなりを設置することによって地下水を採取することにつながるわけです。井戸掘り作業と井戸掘り工事を受注した設備工事と別途に行った場合、全く井戸掘り部分の工事についてはこの許可申請とは離れてくると思うんですがいかがですか。

桜井土木課長 第10条で保全地域において井戸を掘削しようとする者は、ということで揚水機を入れる者とは記述しているわけではありません。井戸を掘ろうとする者は申請が必要、許可が必要ということですので、申請していただくこととなります。

佐藤(肇)委員 無申請で井戸を掘ることになれば、当然この条文が必要になってくると思いますが、工事の許可申請を井戸掘りだけで申請を出した場合、その井戸について規定する部分がこの条例の中では全くないわけです。当然 15 センチの井戸を 100 メートル掘りますと申請がなされたとして、実際に工事されたのが 15 センチでなく 20 センチで掘ったといった場合当然許可申請した内容とは変わってきます。こういったものについては、どのように扱っていくのか。

桜井土木課長 条例の中では規則に委ねていますが、規則の中でこういった内容で申請いただくかという部分については規定しようと思っています。その中で口径や深度などの記述をいただくつもりです。

佐藤(肇)委員 一番肝心な部分で第 14 条ですが、許可又は不許可の決定とあります。市長は、第 12 条に規定する申請書を受領した日から 60 日以内に許可又は不許可を決定をし、遅滞なく申請者に通知しなければならないとあります。特別な事情があればこの限りでないとなっていますが、当然ここに書かれているような内容で申請すれば全て許可になると私は考えますが、湯之谷地区で大型ショッピングセンターができ、そこで大量の地下水を

消費されると水位低下が著しいということで、今までの条例が決められたといういきさつを聞いています。そういった規制もできますか。

桜井土木課長　60日以内と長めに時間を取らせていただいている部分につきましては、今のような事例が出てきた場合に、地下水対策委員会を開催しそこで有識者等々の皆様方からご意見を聞く機会を設けながら、許可不許可の決定をしていきたいという場合もありますので、そういう意味での時間を取らせていただいているということなのです。

佐藤(肇)委員　そうしますと地下水対策委員会が許可不許可については判断をしますか、市長に意見を答申するということになると思います。この地下水対策委員会で、心情的にいろんなことを思っただけでその申請を不許可にしたいとか、許可してやりたいとか、いろんな思いがあるかと思いますが、それをどうしても不許可にしたいという場合、何をよりどころに不許可ということにできるのか。

桜井土木課長　事例で数字を含めて、地下水保全のためになる井戸なのかという部分ではないかと思っています。申請の中で記述いただいたものを皆さんにお示しした中で、ご審議いただくこととなります。

佐藤(肇)委員　当然審議はできると思います。しかしながら、仮に1万平方メートルの駐車場に消雪パイプをしたいという申請が出てきたとします。その1万平方メートルに平方メートル当たり0.5リットルとか、そういう数字で散水量が決定されると非常に大きな取水量、毎分5,000リットルという数字になります。こういった大量揚水を許可したくない場合、要件に満たす中で申請をした場合については認めざるを得ない条文だと思うんです。いくら地下水対策委員会が何とか半分くらいにしてほしいと言ったとしても、施工する側としては条例にしたがってやったんだと言え返す言葉がなくなると思うんですがいかがですか。

桜井土木課長　最終的には地域の地下水保全に阻害要因があるとするれば、それはそれなりに例えば一部は機械除雪でお願いしたいというようなことも付加する中での市長許可というようなことを考えています。

佐藤(肇)委員　それをこの条例の中でよりどころをつくっていく必要があるのではないかと。

桜井土木課長　そのために地下水対策委員会を第23条で設置することで規定させていただいています。細かくは規則で定めたいと思っております。

佐藤(肇)委員　実施要綱については議会のこの条例の議決に束縛される部分ではありませんが、やはり市民にわかってもらうためには今回一緒に示していただき4月1日の公布にあわせるのが妥当と思うんですがいかがですか。

桜井土木課長　規則は例規審査等々受けながら、つくってる最中でありまして。市民に公表する前に出せる時点で委員会の皆さんにお示しさせていただきます。

佐藤(肇)委員　例規審査の過程ということで、完全な形ではないかもしれないが委員会に示してもらい、条例の条文でははっきりしないところが出てくるわけですが、条例を見ながら、この辺はもう少しという部分が出てこないとも限りませんので、委員会に提示していただくわけにはいきませんか。

桜井土木課長　規則については主に申請様式等ですので、書きやすいとか書きづらいとかという部分が全くないとは申しませんが、今までの申請書や他市の申請書を参考にしながらつくっていますので、可能であれば審議をお任せいただければと思っています。

佐藤(肇)委員 地下水対策委員会を置くという、この地下水対策委員会というのは新たに設置されるのか。

桜井土木課長 現在もあります。佐藤委員からも委員として参加いただいています。

佐藤(肇)委員 この条例ができてくれば市長から具申されたものについて、委員会に諮るといことになると思いますが、この委員会の許可不許可を含めてやっていくということになると、非常に責任が出てくるものと思います。やはりそういった実施要綱、委員会の規定等をきちんと示していただいたほうがいいと私は思うんですがいかがですか。

桜井土木課長 地下水対策委員会の規則については、現在の条例案が可決をいただいた際には4月1日公布、10月1日施行を予定しています。ただし、現在の地下水採取に関する条例、湯之谷地域限定の条例になりますけれども10月1日の前日まで動いている条例になります。その関係がありまして、例規のほうとどのような条文にするかと詰めている部分がありますが、所掌事務については市長の諮問に応じ地下水の採取に必要な規制及び適正な利用等に関する事項を調査及び審議すると、現委員会規則の第2条にあります。これと基本的に中身は変わらない予定です。

岡部委員 新たに条例を施行するにあたって、既存の井戸を保有している人に不利益が出たり、新たに費用負担が発生する可能性はありますか。

桜井土木課長 基本的にはありません。現況の井戸についてはみなし許可になりますので、届出が必要になります。ただし、平成22年度にアンケートを実施しており、そのデータはアンケートの集計にしか使わないということで回答いただいています。条例案を可決いただけて届け出をいただくことになった際には、平成22年度のアンケートに回答したというようなチェック項目を設け、そこにチェックを入れれば裏は記入しなくてもいい様式に、前回アンケートで回答いただいた内容を私どもがデータとして保有していますので、それをみなし許可のデータにしたいと考えています。

岡部委員 そうしますと既存の井戸が市内にどれくらいあるかというのは、アンケートを見ればわかりますが、全部回収されたわけではないと思いますが、全体の既存の井戸の数を把握するにはどうするんですか。

桜井土木課長 一つはアンケートのデータがありますので、23、24、25、26年度はそういった調査をしてません。湯之谷地域についてだけは許可申請がありますので、あとの5地域については現在申請が不要な状況ですので数の把握はできていません。ですので、可能であれば市報と一緒に全戸配布し、届け出をしてもらいたいと考えています。

岡部委員 市道については降雪感知器をつけて節水を5年から10年かけて予算をつけてやっていくということですが、個人が節水ということで降雪感知器をつけるところもあります。新たにつけたいという方が現れた時に、補助など考えていますか。

桜井土木課長 新年度予算に地下水保全対策の関係で、節水機器の補助金について予算計上しています。

岡部委員 ポンプが老朽化して入れ替えると、あるいは管口径を変えるという時には、その費用負担を助成する考えはあるか。

桜井土木課長 既存の井戸につきましては、現在使われてる口径のポンプまではみなし許可になります。それからさらに大きなポンプにしなければならない際には、許可申請になります。許可申請になってくると必然的に降雪検知器の設置等々が義務づけになります。現

在、降雪検知器については補助を考えていませんが、現在の節水機器は降雪検知器とセットになっているものが多いようですので、その部分については補助対象としていかざるを得ないと思っています。

岡部委員 第23条の地下水対策委員会の人数と構成メンバーについて、又どのような基準で選んでいますか。

桜井土木課長 現委員会は有識者3名、議会から2名ということで、産業建設委員会から富永委員と佐藤肇委員からご参加いただいています。

佐藤(肇)委員 地下水対策委員会ですが、許可をしない部分についてしっかり規定していく必要があると思います。この条例が全てよりどころと思いますが、委員会のほうでこの申請の許可はできないというよりどころ、委員会がだめといえだめだという、それだけでは根拠にはならないと思いますがいかがですか。

桜井土木課長 これから積み重ねていく中で、必要に応じて条例の改正等をしていきたいと考えています。

佐藤(肇)委員 申請する方が、工事をする60日前にという規定がされてますが、条文上は60日以内に許可不許可とあります。実際に施工する場合は、この60日というのは非常に長い期間です。たった今やりたいと方にとって足かせになる。どう考えています。

桜井土木課長 60日につきましては、現在の湯之谷地域限定の採取に関する条例でも同じ日数を取っています。現実には申請いただくと2、3日以内に許可を出しています。ただ今度は市内全域ということになりますので、事務にはもう少し時間がかかる可能性がありますが、60日待ついただくような事例はないものと考えています。期限の関係で十日町市では90日前、湯沢町は60日ということです。実際の事務が60日かかるということではありませんので、そのようにご理解ください。

佐藤(肇)委員 第14条で許可又は受理した日から60日以内に許可又は不許可ということですが。先ほど説明ありましたが、委員会に付託して審査する場合には当然日数がかかってきます。民間でやることであれば、いろんな状況が出てくると思うんですが、あなたの申請は60日かかりますよ、ということもなかなかできないと思います。その辺についてどのように取り扱っていきますか。

桜井土木課長 日数をかけずに許可なり不許可なりの通知をと考えています。特殊な事情のみ少し時間がかかると、そういう場合であれば申請の時点で時間がかかると申請者にお話をさせていただくようにしたいと思います。

佐藤(肇)委員 委員長に要望します。この条例の実施要綱等について委員会に出していただいて一緒に検討した中で、条例の採決をお願いしたいと思うんですかいかがですか。

本田委員長 執行権か議決権かという範疇というところで、その見解について議会事務局長より休憩中に答弁求めます。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (11:56)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12:06)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

今ほど佐藤肇委員から要望ありましたが、産業建設委員会として半年間に渡り調査をしてまいりました。また、今後も当委員会の所管の範疇として、しっかりと調査していきたいと思っておりますし、27年度以降も細かい問題が出てくるかもしれませんが、我々は責任を持って調査していきます。ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これより、議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 魚沼市地下水の保全に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (6) 閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長 日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて議長あて申し出たいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

## (7) その他

本田委員長 日程第7 その他を議題とします。執行部から報告事項等ありますか。(なし) なければ委員の方から意見協議事項はありませんか。

岡部委員 ホワイトデータセンターの候補地4地区の中に魚沼市は残っていますが、今現在の状況はどうなっていますか。

青木商工観光課長 私どもが最初に受けたお話ですと、進出企業が2社ある中で県がすすめていたと新聞報道もありましたし、そのように認識していました。魚沼市を含めて3、4候補地を県が提案したところ、説明会に30社ほど集まったということですが、力強く進出に出てきた企業名が具体的にはなかったという現実です。27年度県の新予算の中で、県の歩み寄り、具体的にはどのような補助ができるのかというのを示し、早急に進出する側のプロポーザルを得るといった情報を得ています。

岡部委員 魚沼市としても積極的に推進していくということですか。

青木商工観光課長 そこは変わりません。

佐藤(肇)委員 市の観光施設の関係です。温泉施設が指定管理委託等で運営されていますが、施設の修繕等でかなり要望が出ているんじゃないかと思えます。今回神湯温泉ではボイラー修繕で2日間休業し修繕工事が行われました。ただ、それでも完全ではないということで非常に不安の中で運転している状況を見てきました。観光という部分で休めない、今後の計画もあるとは思いますが、どのように考えていますか。

青木商工観光課長 市で所有する観光施設は指定管理、直営とありますが、経年劣化に修繕が追いついていかない現実がたしかにあります。その中でもできるだけ休業せずに最短としたいところですが、「壊れたからといってすぐに直しなさい」と決裁ルートとの関係や、



修繕に対する見積もりの査定等ありますので、電話1本ですぐ業者が新しいのを取り付けるという話にはなかなかならないところで、不自由かけてることも事実です。できるだけ不自由を最小限にとどめていきたいと考えています。

佐藤(肇)委員　お客商売ですので、信用やイメージが大きくかかわってきます。その辺の対応を臨機応変に、迅速にさせていただくようお願いします。

本田委員長　会議録については委員長に一任願います。以上で本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　会（12：13）